

①

# 議 案 書

教育委員会  
令和6年2月定例会

## 議 事 日 程

- |       |                            |             |
|-------|----------------------------|-------------|
| 日 程 1 | 第 3 号議案 ……………              | P 3 ~ 5     |
|       | 市立小、中学校の社会科の教材の使用について      |             |
| 日 程 2 | 第 4 号議案 ……………              | P 6 ~ 7     |
|       | 長崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則    |             |
| 日 程 3 | 第 5 号議案 ……………              | P 8 ~ 4 5   |
|       | 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について |             |
| 日 程 4 | 第 6 号議案 ……………              | P 4 6 ~ 4 9 |
|       | 長崎市恐竜博物館運営協議会委員の委嘱について     |             |

### 第 3 号議案

市立小、中学校の社会科の教材の使用について

市立小、中学校の社会科の教材について、別紙のとおり使用する。

令和 6 年 2 月 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

市立小、中学校の社会科の教材について、長崎市教育委員会が作成した副読本を使用したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 5 条の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

教 科	使 用 す る 教 材
小 学 校 社 会 科	副読本「新しいのびゆく長崎」
中 学 校 社 会 科	副読本「郷土長崎」

「 参 照 」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第 2 1 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

[ 中 略 ]

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

[ 以下、略 ]

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 5 条 教育長は、委任された事務又は第 4 条各号の規定により専決する事務について、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、教育委員会の決定を経なければならない。

## 第 4 号議案

### 長崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

第 3 条第 1 項中「児童生徒が在学する学校の校長又は就学予定者が就学する予定の学校の校長（以下単に「校長」という。）を経て」を削り、同項ただし書を削り、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 教育委員会は、申請者（就学予定者の保護者を除く。）から申請書の提出があった場合は、児童生徒が在学する学校の校長（以下単に「校長」という。）に当該提出があった旨の報告をするものとする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度以後の就学援助の認定から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
- 2 就学援助の認定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

令和 6 年 2 月 6 日提出

長崎市教育委員会  
教育長 橋田 慶信

#### 理 由

就学援助申請の電子化に伴う事務手続きの見直しにより、就学援助の申請書提出先を変更したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市児童生徒就学援助規則新旧対照表 . . . 別添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 5 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

- |    |   |            |
|----|---|------------|
| 1  | 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例                             | 別紙 1 のとおり  |
| 2  | 長崎市科学館条例の一部を改正する条例                              | 別紙 2 のとおり  |
| 3  | 長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例                        | 別紙 3 のとおり  |
| 4  | (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について             | 別紙 4 のとおり  |
| 5  | 工事の請負契約の締結について(西町小学校改築主体工事の請負)                  | 別紙 5 のとおり  |
| 6  | 工事の請負契約の締結について(西町小学校改築管工事の請負)                   | 別紙 6 のとおり  |
| 7  | 工事の請負契約の締結について(西町小学校改築電気工事の請負)                  | 別紙 7 のとおり  |
| 8  | 工事の請負契約の一部変更について(重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事) | 別紙 8 のとおり  |
| 9  | 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算                              | 別紙 9 のとおり  |
| 10 | 令和 6 年度長崎市一般会計当初予算                              | 別紙 10 のとおり |

令和 6 年 2 月 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会

の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

長崎市立小学校条例の一部を改正する条例

長崎市立小学校条例（昭和 39 年長崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立手熊小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

児童数が減少していること等を勘案し、手熊小学校を桜が丘小学校に統合するのに伴い、手熊小学校を廃止したいので、この条例案を提出する。

「別紙 2」

長崎市科学館条例の一部を改正する条例

長崎市科学館条例（平成 9 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「科学館の展示室に展示している資料等、プラネタリウム若しくは全天周映画」を「常設展示（科学館の展示室において行われる資料等の展示をいう。以下同じ。）、特別展示（科学館の学習室において行われる資料等の展示をいう。以下同じ。）若しくはスペースシアター（科学館のスペースシアター室において行われるプラネタリウム等による天体運行の投影及び全天周映画の映写をいう。以下同じ。）」に改める。

第 22 条第 2 項中「おいては、」を「おける」に、「納入」を「市長に納入」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

区 分		観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年 間につき）
		個 人	団体（15人 以上）	
常設展示	一 般	410 円	320 円	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200	160	
特別展示		2,090円以内で教育委員会が定める額		
スペースシアター	一 般	520 円	410 円	
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	200	
常設展示及びスペースシアター	一 般			2,320 円
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児			1,150

## 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 4 号の改正規定及び第 22 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

## 理 由

利用者の利便性の向上等を図るため、利用料金の基準に年間観覧料を定めたいのと、プラネタリウム及び全天周映画の利用料金に係る区分を見直し、スペースシアターの区分に係る利用料金を定めたいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

「別紙 3」

長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長崎市学校給食共同調理場条例（平成 16 年長崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

施設の老朽化の状況等を勘案し、長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場を廃止したいので、この条例案を提出する。

「別紙4」

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 6,568,197,099円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和23年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号  
PFI長崎市スクールランチ株式会社  
代表取締役 脇本 実

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史朗

理 由

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業については、当該施設の買入に係る予定価格が1億5,000万円以上であるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業の概要

- 1 事業の場所 香焼町
- 2 事業内容 設 計 業 務  
建設・工事監理業務  
開業準備業務  
維持管理業務  
運 営 業 務

「参 照」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 500,000
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 150,000
	〔略〕

「別紙5」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,865,474,600円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相手方 森美工務店・長崎土建・長崎大建特定建設工事共同企業  
体

代表者 長崎市勝山町26番地9

株式会社森美工務店

代表取締役 安達健蔵

長崎市出島町4番2号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上山信宏

長崎市田中町586番地10

株式会社長崎大建

代表取締役 林田和雄

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

西町小学校改築主体工事の請負については、予定価格が1億5,000万

円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校改築主体工事の概要

1 工事場所 西町

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造3階建

玄	関	1					
昇	降	口	1				
事	務	室	1				
校	長	室	1				
職	員	室	1				
湯	沸	室	1				
印	刷	室	1				
放	送	室	2				
教	材	室	3				
会	議	室	1				
保	健	室	1				
脱	衣	室	3				
カウ	ン	セ	リ	ン	グ	室	1
ポ	ン	プ	室	2			
庁	務	員	作	業	室	1	
通	級	室	1				
配	膳	室	1				
教	育	相	談	室	1		
便	所	1	8				

シャワー室	1
特別支援教室	4
多目的室	2
ホール	1
図書室	1
家庭科室	1
家庭科準備室	1
アリーナ	1
前室	1
器具庫	2
更衣室	6
ステージ	1
倉庫	2
下足室	1
育友会室	1
児童会室	1
情報発信コーナー	1
図工室	1
図工準備室	1
音楽室	1
音楽準備室	1
作品展示コーナー	1
ギャラリー	1
普通教室	12
理科室	1

理 科 準 備 室 1

資 料 室 1

(2) 建 築 物 の 面 積 建築面積 4, 2 0 5. 4 2 平方メートル

延べ面積 7, 2 7 1. 5 4 平方メートル

(3) そ の 他 昇降機設備工事 一式

外 構 工 事 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

「別紙6」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 222,737,900円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相手方 長崎市西山2丁目11番1号  
株式会社K I Y O  
代表取締役 本 田 一 馬

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

西町小学校改築管工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校改築管工事の概要

1	工事場所	西町	
2	工事内容	衛生器具設備	一式
		給水設備	一式
		雨水利用設備	一式
		排水設備	一式
		給湯設備	一式
		消火設備	一式
		ガス設備	一式
		空気調和設備	一式
		換気設備	一式
		仮設工事	一式
		撤去工事	一式

「別紙 7」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 204,888,090円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 長崎市柳谷町24番43号  
原口電気株式会社  
代表取締役 原 口 誠

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

西町小学校改築電気工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校改築電気工事の概要

1	工事場所	西町	
2	工事内容	電 灯 設 備	一式
		動 力 設 備	一式
		構内情報通信網設備	一式
		構 内 交 換 設 備	一式
		情 報 表 示 設 備	一式
		映 像 ・ 音 響 設 備	一式
		拡 声 設 備	一式
		誘 導 支 援 設 備	一式
		テレビ共同受信設備	一式
		監 視 カ メ ラ 設 備	一式
		火 災 報 知 設 備	一式
		構 内 配 電 線 路	一式
		構 内 通 信 線 路	一式
		受 変 電 設 備	一式

「別紙 8」

工事の請負契約の一部変更について

平成 31 年 3 月 15 日に議会の議決を得て締結し、令和元年 6 月 10 日、令和 2 年 7 月 17 日及び同年 10 月 9 日に専決処分して一部変更し、同年 12 月 4 日に議会の議決を得て一部変更し、並びに令和 3 年 1 月 27 日、令和 4 年 2 月 4 日、令和 5 年 2 月 3 日及び同年 8 月 17 日に専決処分して一部変更した重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 2,010,812,200 円

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと等に伴い、契約の金額を変更する必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(平成31年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期  
工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,903,824,000円(令和元年6月10日に専決処分して1,911,763,800円とし、令和2年7月17日に専決処分して1,910,442,700円とし、同年10月9日に専決処分して1,916,413,500円とし、同年12月4日に議会の議決を得て1,927,556,500円とし、令和3年1月27日に専決処分して1,929,647,600円とし、令和4年2月4日に専決処分して1,913,867,000円とし、令和5年2月3日に専決処分して1,921,079,700円とし、及び同年8月17日に専決処分して1,923,885,800円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から平成37年6月30日まで
- 5 相 手 方 松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区博多駅前三丁目19番5号  
松井建設株式会社九州支店  
取締役執行役員支店長 盆子原 和 利  
長崎市権島町1番16号

大進建設株式会社

代 表 取 締 役            中 村 知 也

長崎市出島町4番2号

株式会社長崎土建工業所

代 表 取 締 役 社 長        上 山 信 宏

## 令和5年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.2.4〔小学校費・学校建設費〕						
【補助】小学校整備事業費 西浦上小校舎等改築	86,700	24,815	-	61,800	-	85
【補助】小学校整備事業費 小島小校舎等改築	971,800	219,792	-	751,800	-	208
【補助】小学校整備事業費 西町小校舎等改築	460,600	119,033	-	341,400	-	167
【補助】小学校整備事業費 大規模改造	400,100	110,109	-	289,900	-	91
【補助】小学校整備事業費 バスケットゴール改修	3,100	1,023	-	2,000	-	77
10.3.4〔中学校費・学校建設費〕						
【補助】中学校整備事業費 大規模改造	135,100	38,622	-	96,400	-	78
【補助】中学校整備事業費 バスケットゴール改修	8,500	2,828	-	5,600	-	72
	-					
合 計	2,065,900	516,222	-	1,548,900	-	778

## 【繰越明許費】

(単位：千円)

事業名	金額	繰越事由
10.2.4〔小学校費・学校建設費〕 【単独】小学校整備事業 高尾小校舎等改築	7,281	関係地権者との調整に不測の日数を要し、登記測量委託が年度内に完了しない見込みであるため。
10.2.4〔小学校費・学校建設費〕 【補助】小学校整備事業 大規模改造	400,100	国の補正予算に伴い、令和5年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。
10.2.4〔小学校費・学校建設費〕 【補助】小学校整備事業 バスケットゴール改修	3,100	国の補正予算に伴い、令和5年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。
10.3.4〔中学校費・学校建設費〕 【補助】中学校整備事業 大規模改造	135,100	国の補正予算に伴い、令和5年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。
10.3.4〔中学校費・学校建設費〕 【補助】中学校整備事業 バスケットゴール改修	8,500	国の補正予算に伴い、令和5年度に前倒しして実施する工事が年度内に完了しない見込みであるため。
10.6.3〔社会教育費・文化財保護費〕 【補助】文化財保存整備事業費補助金 伝統的建造物群保存地区	341,823	海外からの部材を調達するにあたり、予定していた納入日より遅れることとなり不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めないため。

## 【継続費】

(単位：千円)

事業名	事業年度	補正前の額	補正額	補正後の額
小学校整備事業 西浦上小校舎等改築	令和元年度	55,300	-	55,300
	令和2年度	22,500	-	22,500
	令和3年度	145,100	-	145,100
	令和4年度	226,400	-	226,400
	令和5年度	1,193,700	86,700	1,280,400
	令和6年度	2,271,700	▲ 86,700	2,185,000
	令和7年度	27,500	-	27,500
	令和8年度	100,900	-	100,900
	令和9年度	71,500	-	71,500
	総事業費	4,114,600	-	4,114,600
小学校整備事業 小島小校舎等改築	令和元年度	201,700	-	201,700
	令和2年度	206,000	-	206,000
	令和3年度	263,400	-	263,400
	令和4年度	212,800	-	212,800
	令和5年度	175,200	971,800	1,147,000
	令和6年度	1,001,200	▲ 815,900	185,300
	令和7年度	501,700	77,800	579,500
	令和8年度	951,000	156,400	1,107,400
	令和9年度	82,500	-	82,500
	令和10年度	116,500	-	116,500
	令和11年度	100,500	-	100,500
	令和12年度	94,100	-	94,100
	令和13年度	19,900	-	19,900
	総事業費	3,926,500	390,100	4,316,600

## 【継続費】

(単位：千円)

事業名	事業年度	補正前の額	補正額	補正後の額
小学校整備事業 西町小校舎等改築	令和3年度	118,600	-	118,600
	令和4年度	94,800	-	94,800
	令和5年度	1,166,200	460,600	1,626,800
	令和6年度	525,200	▲ 460,600	64,600
	令和7年度	1,182,000	-	1,182,000
	令和8年度	163,900	-	163,900
	令和9年度	120,200	-	120,200
	令和10年度	83,800	-	83,800
	総事業費	3,454,700	-	3,454,700

## 令和6年度当初予算（教育費関係）一覧表（項別）

（単位：千円・％）

款・項	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	増減額 (A-B) (C)	増減率 (C/B)
<b>10款 教育費</b>	<b>15,508,047</b>	<b>12,900,149</b>	<b>2,607,898</b>	<b>20.2</b>
1項 教育総務費	1,088,859	866,651	222,208	25.6
2項 小学校費	6,637,551	4,387,594	2,249,957	51.3
3項 中学校費	1,342,239	1,463,042	▲ 120,803	▲ 8.3
4項 高等学校費	169,420	234,800	▲ 65,380	▲ 27.8
5項 幼稚園費	8,204	16,779	▲ 8,575	▲ 51.1
6項 社会教育費	2,611,202	2,401,364	209,838	8.7
7項 保健体育費	3,480,315	3,241,048	239,267	7.4
8項 市民会館費	170,257	288,871	▲ 118,614	▲ 41.1

## 教育費以外

（単位：千円・％）

款・項・事業	令和6年度予算額 (D)	令和5年度予算額 (E)	増減額 (D-E) (F)	増減率 (F/E)
2款 総務費 1項 総務管理費	382	1,293	▲ 911	▲ 70.5
市民提案型協働事業実施費	0	910	▲ 910	▲ 100.0
被災者受入費	382	383	▲ 1	▲ 0.3
11款 災害復旧費 3項 文教施設災害復旧費	20,000	20,000	0	0.0
【単独】小学校災害復旧費 現年度災害分	11,000	11,000	0	0.0
【単独】中学校災害復旧費 現年度災害分	7,000	7,000	0	0.0
【単独】高等学校災害復旧費 現年度災害分	2,000	2,000	0	0.0

## 令和6年度当初予算（教育費関係）事業別明細書

（単位：千円）

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
<b>02 総務費</b>				<b>382</b>	<b>1,293</b>	<b>▲ 911</b>
<b>01 総務管理費</b>				<b>382</b>	<b>1,293</b>	<b>▲ 911</b>
01 一般管理費				382	1,293	▲ 911
市民力推進費				0	910	▲ 910
市民提案型協働事業実施費				0	910	▲ 910
東日本大震災支援費				382	383	▲ 1
被災者受入費				382	383	▲ 1
<b>10 教育費</b>				<b>15,508,047</b>	<b>12,900,149</b>	<b>2,607,898</b>
<b>01 教育総務費</b>				<b>1,088,859</b>	<b>866,651</b>	<b>222,208</b>
01 教育委員会費				6,598	6,300	298
教育委員会費				6,598	6,300	298
委員報酬				6,180	6,180	0
活動費				418	120	298
02 事務局費				47,304	35,935	11,369
交際費				200	200	0
交際費				200	200	0
受注者選定審査会費				97	0	97
学校等施設包括管理				97	0	97
事務局費				10,460	10,610	▲ 150
小中学校適正配置推進費				514	512	2
奨学資金貸付金				960	1,080	▲ 120
建物保険料				8,986	9,018	▲ 32
事務局費負担金				2,493	1,428	1,065
長崎県育英会管理費負担金				505	514	▲ 9
長崎県高等学校定時制通信制教育振興会負担金				32	35	▲ 3
長崎県公立学校施設整備期成会負担金				5	5	0
長崎県中学校文化連盟負担金				851	874	▲ 23
第74回全国都市教育長協議会開催費負担金				1,100	0	1,100
施設維持管理費				6,824	6,450	374
教職員住宅維持管理費				6,824	6,450	374
事務費				23,530	17,247	6,283
事務局費事務費				23,530	17,247	6,283
【単独】次世代自動車購入費				3,700	0	3,700
ハイブリッド車				3,700	0	3,700

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
		03	教育研究所費	443,756	316,550	127,206
			教育研究所費	443,756	316,550	127,206
			教育相談費	56,929	34,104	22,825
			特別支援教育充実費	355,153	271,098	84,055
			不登校対策費	25,578	6,536	19,042
			教育研究費	5,028	4,812	216
			学びの多様化推進費	1,068	0	1,068
		04	市立学校振興費	35,111	35,634	▲ 523
			私立学校振興費	35,111	35,634	▲ 523
			私立学校振興費補助金	7,050	7,235	▲ 185
			私立幼稚園振興費補助金	25,770	26,358	▲ 588
			長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金	2,041	2,041	0
			全日本私立幼稚園連合会九州地区設置者・園長研修会開催費補助金	250	0	250
		05	教育諸費	556,090	472,232	83,858
			教育諸費	500,749	429,938	70,811
			学校通学区域審議会費	290	290	0
			学校運営協議会費	1,533	816	717
			学校図書館司書配置費	108,019	92,418	15,601
			教員業務支援員配置費	13,991	0	13,991
			平和教育推進費	10,354	10,285	69
			心の教育充実推進費	19,099	17,833	1,266
			学力向上推進費	15,495	10,753	4,742
			国際理解教育推進費	205,539	206,934	▲ 1,395
			キャリア教育推進事業費	37,454	20,252	17,202
			通学対策費	51,839	37,208	14,631
			学校文化行事開催費	12,843	11,267	1,576
			課外クラブ活動費	7,134	17,308	▲ 10,174
			中学校部活動地域移行・地域連携費	12,525	0	12,525
			教職員等研究研修費	4,634	4,574	60
			教育諸費負担金・補助金	36,638	34,533	2,105
			小中学校課外クラブ活動費補助金	9,947	10,564	▲ 617
			高校生等入学給付金	17,517	19,350	▲ 1,833
			離島高校生修学支援費補助金	600	412	188
			松藤文庫整備費補助金	45	45	0
			吹奏楽コンクール等派遣費補助金	8,479	4,162	4,317
			第58回九州小学校社会科研究協議会研究大会補助金	50	0	50
			事務費	18,703	7,761	10,942
			教育諸費事務費	18,703	7,761	10,942

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
			<b>02 小学校費</b>	<b>6,637,551</b>	<b>4,387,594</b>	<b>2,249,957</b>
			01 学校管理費	1,542,676	1,294,907	247,769
			小学校管理費	1,542,676	1,294,907	247,769
			運営費	351,495	291,116	60,379
			管理費	544,122	608,139	▲ 64,017
			教材整備費	227,118	221,438	5,680
			教科書・指導書購入費	264,235	0	264,235
			教育ICT推進費	155,706	174,214	▲ 18,508
			02 教育振興費	287,181	292,683	▲ 5,502
			小学校教育振興費	287,181	292,683	▲ 5,502
			要保護及び準要保護児童就学援助費	268,039	275,168	▲ 7,129
			特別支援教育就学奨励費	19,142	17,515	1,627
			03 学校維持補修費	306,194	258,304	47,890
			小学校維持補修費	306,194	258,304	47,890
			校舎等維持補修費	306,194	258,304	47,890
			04 学校建設費	4,501,500	2,541,700	1,959,800
			【補助】小学校整備事業費	4,201,300	2,352,200	1,849,100
			西浦上小校舎等改築	2,271,700	1,193,700	1,078,000
			小島小校舎等改築	1,001,200	175,200	826,000
			西町小校舎等改築	525,200	983,300	▲ 458,100
			大規模改造	400,100	0	400,100
			バスケットゴール改修	3,100	0	3,100
			【単独】小学校整備事業費	300,200	189,500	110,700
			高尾小校舎等改築	13,400	0	13,400
			大規模改造	202,900	155,400	47,500
			諸工事	35,200	29,900	5,300
			バスケットゴール改修	48,700	4,200	44,500
			<b>03 中学校費</b>	<b>1,342,239</b>	<b>1,463,042</b>	<b>▲ 120,803</b>
			01 学校管理費	678,017	674,917	3,100
			中学校管理費	678,017	674,917	3,100
			運営費	150,857	128,261	22,596
			管理費	259,969	268,023	▲ 8,054
			教材整備費	166,987	172,365	▲ 5,378
			教育ICT推進費	100,204	106,268	▲ 6,064
			02 教育振興費	251,401	250,034	1,367
			小学校教育振興費	251,401	250,034	1,367
			要保護及び準要保護児童就学援助費	243,399	243,210	189
			特別支援教育就学奨励費	8,002	6,824	1,178

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
		03	学校維持補修費	145,221	151,691	▲ 6,470
			小学校維持補修費	145,221	151,691	▲ 6,470
			校舎等維持補修費	145,221	151,691	▲ 6,470
		04	学校建設費	267,600	386,400	▲ 118,800
			【補助】中学校整備事業費	143,600	0	143,600
			大規模改造	135,100	0	135,100
			バスケットゴール改修	8,500	0	8,500
			【単独】中学校整備事業費	124,000	236,400	▲ 112,400
			琴海中校舎等改築	17,000	117,600	▲ 100,600
			大規模改造	67,100	58,000	9,100
			諸工事	37,800	24,700	13,100
			バスケットゴール改修	2,100	36,100	▲ 34,000
			【単独】自然災害防止事業費	0	150,000	▲ 150,000
			法面	0	150,000	▲ 150,000
		04	高等学校費	169,420	234,800	▲ 65,380
		02	学校管理費	97,476	96,588	888
			高等学校管理費	97,476	96,588	888
			運営費	27,390	28,224	▲ 834
			管理費	30,148	33,382	▲ 3,234
			教材整備費	16,236	13,017	3,219
			教育ICT推進費	23,702	21,965	1,737
		03	学校維持補修費	12,544	12,512	32
			高等学校維持補修費	12,544	12,512	32
			校舎等維持補修費	12,544	12,512	32
		04	学校建設費	59,400	125,700	▲ 66,300
			【単独】高等学校整備事業費	59,400	125,700	▲ 66,300
			諸工事	59,400	115,000	▲ 55,600
			バスケットゴール改修	0	10,700	▲ 10,700
		05	幼稚園費	8,204	16,779	▲ 8,575
		01	幼稚園管理費	6,965	15,185	▲ 8,220
			幼稚園管理費	6,965	5,985	980
			高島幼稚園運営費	6,965	5,985	980
			【単独】幼稚園施設整備事業費	0	9,200	▲ 9,200
			高島幼稚園	0	9,200	▲ 9,200
		02	教育振興費	1,239	1,594	▲ 355
			幼稚園教育振興費	1,239	1,594	▲ 355
			私立幼稚園預かり保育促進費補助金	1,239	1,594	▲ 355

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
	06		<b>社会教育費</b>	<b>2,611,202</b>	<b>2,401,364</b>	<b>209,838</b>
	01		社会教育総務費	37,729	32,657	5,072
			社会教育推進費	36,331	31,054	5,277
			社会教育委員費	227	126	101
			社会教育指導員費	30,869	26,332	4,537
			学校校舎開放管理運営費	1,343	1,214	129
			社会教育奨励費	2,892	2,382	510
			長崎市PTA連合会補助金	1,000	1,000	0
			事務費	1,398	1,603	▲205
			社会教育総務費事務費	1,398	1,603	▲205
	02		公民館費	343,258	381,273	▲38,015
			指定管理者候補者選定審査会費	89	0	89
			北公民館	89	0	89
			公民館活動推進費	8,364	8,686	▲322
			公民館運営審議会費	175	140	35
			大型公民館講座開設費	6,999	7,389	▲390
			地区公民館講座開設費	1,052	1,019	33
			町立公民館連絡協議会補助金	138	138	0
			公民館管理運営費	302,246	257,587	44,659
			大型公民館運営費	224,017	188,912	35,105
			地区公民館運営費	64,525	56,451	8,074
			地区公民館管理費	750	503	247
			長崎のもぎき恐竜パーク運営費(野母崎文化センター)	12,954	11,721	1,233
			【単独】公民館施設整備事業費	32,559	115,000	▲82,441
			大型公民館	24,100	92,300	▲68,200
			地区公民館	8,459	22,700	▲14,241
	03		文化財保護費	1,321,162	983,242	337,920
			文化財保護推進費	95,323	59,546	35,777
			文化財審議会費	296	295	1
			伝統的建造物群保存地区保存審議会費	3,595	2,896	699
			指導員費	4,379	3,731	648
			文化財普及啓発費	2,301	1,285	1,016
			ながさき歴史の学校費	575	566	9
			長崎学調査研究費	3,844	4,174	▲330
			メディア芸術アーカイブ事業費	987	1,887	▲900
			埋蔵文化財発掘調査費	15,786	13,447	2,339
			文化財等3D計測事業費	6,900	6,949	▲49
			伝統的建造物群保存活用費	28,281	16,085	12,196
			洋館活用手法検討費	20,000	0	20,000
			心田庵整備検討費	0	202	▲202

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
			無形民俗文化財保存育成費補助金	200	150	50
			長崎郷土芸能保存協議会補助金	8,179	7,879	300
			施設維持管理費	37,919	23,350	14,569
			文化財維持管理費	37,919	23,350	14,569
			【補助】文化財保存整備事業費	1,085,300	522,300	563,000
			国指定重要文化財旧長崎英国領事館	843,900	313,400	530,500
			国指定重要文化財旧オルト住宅	241,400	208,900	32,500
			【補助】文化財保存整備事業費補助金	23,677	342,008	▲ 318,331
			伝統的建造物群保存地区	23,677	342,008	▲ 318,331
			【単独】文化財保存整備事業費	40,500	0	40,500
			深掘貝塚資料館	40,500	0	40,500
			【単独】文化財保存整備事業費補助金	38,443	36,038	2,405
			各種文化財	38,443	36,038	2,405
04			出島復元費	25,818	22,148	3,670
			出島復元推進費	21,783	14,221	7,562
			出島史跡整備審議会費	2,542	2,247	295
			建造物復元基本設計費	10,773	4,939	5,834
			遺構調査及び遺物整理費	8,468	7,035	1,433
			事務費	4,035	2,127	1,908
			出島復元費事務費	4,035	2,127	1,908
			【補助】出島復元整備事業費	0	5,800	▲ 5,800
			第Ⅳ期建造物復元整備	0	5,800	▲ 5,800
05			青少年育成費	20,797	21,086	▲ 289
			青少年健全育成費	20,797	21,086	▲ 289
			子どもを守るネットワーク推進費	4,687	4,754	▲ 67
			子ども会等育成推進費	2,610	2,832	▲ 222
			青少年健全育成活動費補助金	13,500	13,500	0
06			成人教育費	4,046	2,006	2,040
			成人教育費	4,046	2,006	2,040
			家庭教育充実費	1,538	863	675
			二十歳のつどい開催費	2,508	1,143	1,365
07			日吉自然の家費	57,254	58,427	▲ 1,173
			施設管理運営費	57,254	58,427	▲ 1,173
			日吉自然の家運営費	57,254	58,427	▲ 1,173
08			図書館費	494,856	433,923	60,933
			図書館管理運営費	478,156	433,923	44,233
			市立図書館運営費	466,471	423,766	42,705
			香焼図書館運営費	11,685	10,157	1,528
			【単独】図書館施設整備事業費	16,700	0	16,700
			市立図書館設備整備	16,700	0	16,700

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
		09	科学館費	215,404	381,078	▲ 165,674
			指定管理者候補者選定審査会費	133	0	133
			科学館	133	0	133
			施設管理運営費	164,671	157,678	6,993
			科学館運営費	164,671	157,678	6,993
			【単独】科学館施設整備事業費	50,600	223,400	▲ 172,800
			科学館設備整備	50,600	223,400	▲ 172,800
		10	恐竜博物館費	90,878	85,524	5,354
			施設管理運営費	85,078	85,124	▲ 46
			長崎のもぞき恐竜パーク運営費（恐竜博物館）	85,078	85,124	▲ 46
			【単独】用地取得費	2,100	400	1,700
			恐竜化石発掘用地取得費	2,100	400	1,700
			【単独】自動車購入費	3,700	0	3,700
			普通自動車	3,700	0	3,700
		07	保健体育費	3,480,315	3,241,048	239,267
		01	保健体育総務費	195,356	195,004	352
			学校医等配置費	66,505	69,300	▲ 2,795
			学校医	25,556	26,088	▲ 532
			学校歯科医	26,189	27,166	▲ 977
			学校薬剤師	14,760	15,686	▲ 926
			幼稚園歯科医	0	212	▲ 212
			幼稚園薬剤師	0	148	▲ 148
			学校・幼稚園保健費	93,346	92,518	828
			健康診断費	66,506	66,788	▲ 282
			学校保健衛生管理費	26,840	25,303	1,537
			幼稚園保健衛生管理費	0	427	▲ 427
			全国市長会学校災害賠償補償保険料	2,000	2,038	▲ 38
			小・中・高等学校	2,000	2,037	▲ 37
			幼稚園	0	1	▲ 1
			保健体育総務費負担金・補助金	28,612	26,921	1,691
			日本スポーツ振興センター負担金	27,290	25,881	1,409
			長崎市学校保健会補助金	1,022	1,040	▲ 18
			第88回全国学校歯科保健研究大会負担金	300	0	300
			事務費	4,893	4,227	666
			保健体育総務費事務費	4,893	4,227	666
		02	学校給食費	3,155,287	2,975,442	179,845
			受注者選定審査会費	0	400	▲ 400
			学校給食センター	0	400	▲ 400

(単位：千円)

款	項	目	事業名	令和6年度 ①	令和5年度 ②	増減 (①-②)
			学校給食実施費	3,129,326	2,948,380	180,946
			給食調理員費	63,348	45,379	17,969
			給食食材等調達費	1,583,882	1,503,405	80,477
			給食施設費	125,685	128,429	▲ 2,744
			学校給食センター運営費	483,536	458,158	25,378
			学校給食センター整備推進費	32,372	0	32,372
			共同調理場運営費	106,023	98,319	7,704
			給食調理等運営費	734,480	714,690	19,790
			事務費	25,961	21,662	4,299
			学校給食費事務費	25,961	21,662	4,299
			【単独】学校給食施設整備事業費	0	5,000	▲ 5,000
			給食室設備整備	0	5,000	▲ 5,000
	03		03 体育振興費	129,672	70,602	59,070
			学校体育振興費	129,299	70,121	59,178
			学校体育行事開催費	52,395	46,381	6,014
			長崎県中学校体育連盟負担金	5,821	5,952	▲ 131
			学校体育大会開催費補助金	1,090	1,240	▲ 150
			学校体育選手派遣費補助金	25,900	14,771	11,129
			令和6年度全国高等学校総合体育大会開催費負担金	44,093	1,777	42,316
			事務費	373	481	▲ 108
			体育振興費事務費	373	481	▲ 108
	08		08 市民会館費	170,257	288,871	▲ 118,614
			01 市民会館総務費	170,257	288,871	▲ 118,614
			市民会館管理運営費	139,557	149,271	▲ 9,714
			市民会館運営費	139,557	149,271	▲ 9,714
			【単独】市民会館施設整備事業費	30,700	139,600	▲ 108,900
			市民会館設備整備	30,700	139,600	▲ 108,900
	11		11 災害復旧費	20,000	20,000	0
			03 文教施設災害復旧費	20,000	20,000	0
			01 公立学校施設災害復旧費	20,000	20,000	0
			【単独】小学校災害復旧費	11,000	11,000	0
			現年度災害分	11,000	11,000	0
			【単独】中学校災害復旧費	7,000	7,000	0
			現年度災害分	7,000	7,000	0
			【単独】高等学校災害復旧費	2,000	2,000	0
			現年度災害分	2,000	2,000	0
			合 計	15,528,429	12,921,442	2,606,987

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定

める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者 が建設する同条第1項に規定する公共 施設等（地方公共団体の経営する企業 で地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条第1項の規定の適 用があるものの業務に関するものを除 く。）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 500,000
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 150,000
	〔略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（  
 抜粋）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の  
 規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,  
 000万円以上の工事又は製造の請負とする。

〔以下、略〕